

証券コード 8166
2024年3月8日
(電子提供措置の開始日 2024年2月29日)

株主の皆様へ

東京都板橋区板橋三丁目9番7号
株式会社 タカキュー
取締役社長 大 森 尚 昭

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://online.taka-q.jp/shop/pages/ir_library.aspx

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「タカキュー」又は「コード」に当社証券コード「8166」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択していただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月22日（金曜日）18時までに到着するようご返送くださるか、「インターネットによる議決権行使にあたってのお願い」をご高覧のうえ、当社の指定ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より2024年3月22日（金曜日）18時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月25日(月曜日)13時(受付開始12時)
(開始時間が前回の第74回定時株主総会時と異なっております
ので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都板橋区板橋一丁目55番16号
板橋区立 ハイライフプラザいたばし 2階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件(A種種類株式及びB種種類株式に関する定めの新設等)
- 第2号議案 第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式及び新株予約権発行の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後のご行使を有効としてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるご行使を有効としてお取扱いいたします。

以 上

~~~~~

◎本総会にご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会ご出席の株主さまへのお土産をご用意しておりませんので、予めご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件（A種種類株式及びB種種類株式に関する定めの新設等）

### 1. 変更の理由

A種種類株式及びB種種類株式の発行を可能とするために、A種種類株式及びB種種類株式に関する規定を新設するとともに、A種種類株式及びB種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権並びに第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使による普通株式の発行に備えて、普通株式の発行可能種類株式総数の増加等を行うものであります。

A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権を発行する理由につきましては、第2号議案をご参照ください。

なお、本定款変更につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式及び新株予約権発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております）

| 現 行 定 款                                    | 変 更 案                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第5条 省略                                 | 第1条～第5条 現行どおり                                                                                                                              |
| （発行可能株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、9,780万株とする。 | （発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、9,780万株とし、発行可能種類株式総数は、<br><u>それぞれ次のとおりとする。</u><br>普通株式 9,780万株<br>A種種類株式 1,650万株<br>B種種類株式 50万株 |
| （新設）                                       | <u>（A種種類株式）</u><br>第6条の2 A種種類株式の内容は、別紙1のとおりとする。                                                                                            |
| （新設）                                       | <u>（B種種類株式）</u><br>第6条の3 B種種類株式の内容は、別紙2のとおりとする。                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第7条 省略</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> | <p>(優先順位)</p> <p>第6条の4 剰余金の配当及び残余財産の分配の優先順位の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) A種優先配当金(第6条の2に定義される。)、A種累積未払配当金相当額(第6条の2に定義される。)、B種優先配当金(第6条の3に定義される。)、B種累積未払配当金相当額(第6条の3に定義される。))及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。</p> <p>(2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</p> <p>(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p> <p>第7条 現行どおり</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の普通株式及びA種種類株式の単元株式数はそれぞれ100株とし、B種種類株式の単元株式数は1株とする。</p> |

| 現 行 定 款                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第9条～第19条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第20条～第44条 省略</p> | <p>第9条～第19条 現行どおり</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第19条の2 第14条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第15条、第16条、第18条及び第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p>第20条～第44条 現行どおり</p> |

(別紙1)

## A種種類株式の内容

### 1. 剰余金の配当

#### (1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記（2）に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### (2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、30.82円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記（4）に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

#### (3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記（4）に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当

又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本（4）に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記（2）に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記（2）但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本（4）に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額にA種累積未払配当金相当額及び下記（3）に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本（1）においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余

財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

(1) A種種類株主は、株主総会において議決権を有する。

(2) 上記(1)にかかわらず、A種種類株主は、払込期日の6年後の応当日以降、株主総会において議決権を有しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主はA種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算

は上記2. (1)及び2. (3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、払込期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2. (1)及び2. (3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるとき

は、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初15.3円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

- ③ 下記 (d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、

株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{取得価額} \\
 = \\
 \text{調整前} \\
 \text{取得価額} \\
 \times \\
 \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－} \\ \text{当社が保有する普通} \\ \text{株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行} \\ \text{する普通株} \\ \text{式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当} \\ \text{たり払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \\
 \hline
 \begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+新たに発行する普通株式の数} \end{array}
 \end{array}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株

式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社  
の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割によ

他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

- ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本5. に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権の発行については適用されないものとする。

#### (5) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

#### (6) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、払込期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i) 当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) ①A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、金銭対価償還日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値を金銭対価償還日における上記5.（3）及び5.（4）で定める取得価額で除して算出した数値を乗じて得られる額（但し、当該額がA種種類株式1株当たりの払込金額相当額を下回る場合には、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額とする。）②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6. の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.（1）及び2.（3）に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

## 7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

## 8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

以 上

(別紙2)

## B種種類株式の内容

### 1. 剰余金の配当

#### (1) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。）に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記（2）に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### (2) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、1,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、給付期日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当（下記（4）に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

#### (3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（下記（4）に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当

又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

#### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本（4）に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記（2）に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記（2）但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本（4）に従い累積した金額（以下「B種累積未払配当金相当額」という。）については、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第6条の4に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額にB種累積未払配当金相当額及び下記（3）に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本（1）においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余

財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

(1) B種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主はB種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のB種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は各B種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算にお

いて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.（1）及び2.（3）に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（3）金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

（1）普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、給付期日の2年後の応当日以降いつでも、当会社に対して、下記（2）に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

（2）B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) B種累積未払配当金相当額及び(iii) B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記（3）及び（4）で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本（2）の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.（1）及び2.（3）に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得

と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初64円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降にこれを適用する。

- ③ 下記 (d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本（4）において同じ。）の取得による場合、普通株式

を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。) 次の算式 (以下「取得価額調整式」という。) により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日) の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日 (以下「株主割当日」という。) の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{取得価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{取得価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 (\text{発行済普通株式数} - \\
 \text{当社が保有する普通} \\
 \text{株式の数})
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{新たに発行} \\
 \text{する普通株} \\
 \text{式の数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当} \\
 \text{たり払} \\
 \text{込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{普通株式1株当たりの時価} \\
 (\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) \\
 + \text{新たに発行する普通株式の数}
 \end{array}
 }$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記 (d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合 (株式無償割当ての場合を含む。) にかかる株式の払込期日 (払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。) に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。) に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、こ

れを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
  - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5. に定める取得価額の調整は、B種種類株式と同日付で発行される当会社の新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求の効力発生  
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時점에発生する。
- (6) 普通株式の交付方法  
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、給付期日の6年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i) 当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii) ①B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、②B種累積未払配当金相当額及び③B種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6. の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.（1）及び2.（3）に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

## 7. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

## 8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

以 上

## 第2号議案 第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式及び新株予約権発行の件

本議案は、会社法第199条、第236条及び第238条の規定に基づき、下記に記載の要領にて、第三者割当の方法により、A種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権を発行する件（以下、A種種類株式を第三者割当の方法により発行することを「A種種類株式第三者割当」、B種種類株式を第三者割当の方法により発行することを「B種種類株式第三者割当」、本新株予約権を第三者割当の方法により発行することを「本新株予約権第三者割当」といい、A種種類株式第三者割当及びB種種類株式第三者割当とあわせて、「本第三者割当」と総称します。）についてご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本第三者割当についてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当については、本臨時株主総会の決議事項の全てが原案どおり承認可決されること、本第三者割当に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること、並びに、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）において、株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「機構法」といいます。）第31条第1項に定める債権の買取決定等（以下「本買取決定等」といいます。）がなされることを条件とします。

### I. 募集の概要

#### 1. A種種類株式

|                          |                                                                                                    |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 払込期日                   | 2024年5月23日                                                                                         |
| ② 発行新株式数                 | A種種類株式 16,222,700株                                                                                 |
| ③ 発行価額                   | 1株につき30.82円                                                                                        |
| ④ 調達資金の額                 | 499,983,614円                                                                                       |
| ⑤ 増加する資本金の額及び増加する資本準備金の額 | 増加する資本金の額 249,991,807円<br>(1株につき、15.41円)<br>増加する資本準備金の額 249,991,807円<br>(1株につき、15.41円)             |
| ⑥ 募集又は割当方法（割当予定先）        | 第三者割当の方法により、以下のとおりA種種類株式を割り当てます。<br>GP上場企業出資投資事業有限責任組合：7,902,700株<br>GPパイアウトP投資事業有限責任組合：8,320,000株 |
| ⑦ その他                    | A種種類株式の内容については第1号議案をご参照ください。                                                                       |

## 2. B 種類株式

|                          |                                                                                                                                                        |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 払込期日                   | 2024年5月23日                                                                                                                                             |
| ② 発行新株式数                 | B 種類株式 499,997株                                                                                                                                        |
| ③ 発行価額                   | 1株につき1,000円                                                                                                                                            |
| ④ 調達資金の額                 | 499,997,000円<br>但し、B 種類株式を引き受ける金融機関（以下「本引受金融機関」といいます。）が当社に対して有する貸付債権を出資の目的とするため、当社の手元資金の増加はありません。                                                      |
| ⑤ 増加する資本金の額及び増加する資本準備金の額 | 増加する資本金の額 249,998,500円<br>（1株につき、500円）<br>増加する資本準備金の額 249,998,500円<br>（1株につき、500円）                                                                     |
| ⑥ 募集又は割当方法（割当予定先）        | 第三者割当の方法により、以下のとおり B 種類株式を割り当てます（注）。<br>株式会社みずほ銀行 138,184株<br>株式会社商工組合中央金庫 154,538株<br>三井住友信託銀行株式会社 103,638株<br>株式会社横浜銀行 55,273株<br>株式会社三井住友銀行 48,364株 |
| ⑦ その他                    | B 種類株式の内容については第 1 号議案をご参照ください。                                                                                                                         |

(注) B 種類株式第三者割当においては、本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権が出資の目的となりますが、本招集通知発送日時点において、一部の本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権の処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部の本引受金融機関が、当該貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本招集通知発送日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は未確定ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先が B 種類株式の割当予定先となる予定です。

## 3. 本新株予約権

|                        |                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 割当日及び払込期日            | 2024年5月23日                                                                                                                                                                                          |
| ② 発行新株予約権数             | 322,000個                                                                                                                                                                                            |
| ③ 発行価額                 | 総額9,982,000円（新株予約権1個あたり31円）                                                                                                                                                                         |
| ④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 | (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式32,200,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、本欄第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数（以下「調整後割当株式数」といい、本欄第(2)号乃至第(4)号に定める調整前の割当 |

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                  | <p>株式数を「調整前割当株式数」という。)に依りて調整される。</p> <p>(2) 当社が第⑥欄の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第⑥欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第⑥欄第(2)号、第(3)号、第(5)号及び第(6)号並びに第(8)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第⑥欄第(2)号(ホ)及び第(6)号(ニ)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p> |
| <p>⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> | <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初15.3円とする。なお、行使価額は第⑥欄に定める調整を受ける。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑥ 行使価額の調整</p> | <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本欄第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                  | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <math display="block">\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}</math> </div> <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(イ) 時価(本欄第(4)号(ロ)に定義される。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ロ) 普通株式の分割する場合<br/>調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> |

(ハ) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(ホ) 上記（イ）乃至（ハ）の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（イ）乃至（ハ）にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

(イ) 乃至 (ハ) にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) (イ) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(ロ)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株あたりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(ロ)「特別配当」とは、2029年5月23日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

(ハ) 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第456条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(4) その他

(イ) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本欄第(2)号(ホ)の場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ハ) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための

基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本欄第(2)号、第(3)号又は第(8)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、本欄第(2)号(ホ)の場合には、行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数含まないものとする。

(二)行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(5)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本欄第(6)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額(本欄第(6)(ロ)の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の当社普通株式1株当たりの対価、本欄第(6)号

(ハ)の場合は、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権を取得した場合の当社普通株式1株あたりの対価(総称して、以下「取得価額等」という。)をいう。)が、本欄第(6)号において調整後行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額に調整される。

(6)本欄第(5)号により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、無償割当て又は株式の分割による場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請

求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

（ロ）当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

（ハ）当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後行使価格は、取得日の翌日以降これを適用する。

（ニ）本号（イ）及び（ロ）の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号

（イ）及び（ロ）にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、本欄第（２）号（ホ）に定める算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

（７）本欄第（２）号、第（３）号及び第（６）号のうち複数の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

（８）本欄第（２）号、第（３）号及び第（６）号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

（イ）株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

（ロ）その他当社の発行済普通株式数の変更又

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(ハ) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(九) 本欄第(1)号乃至第(8)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> |
| ⑦ | <p>本新株予約権を行使することができる期間</p> <p>2025年5月23日から2029年5月23日までとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| ⑧ | <p>その他の本新株予約権の行使の条件</p> <p>各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ⑨ | <p>本新株予約権の取得事由</p> <p>当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>                                                                          |
| ⑩ | <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>                                   |
| ⑪ | <p>本新株予約権の譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を受けなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |

|                   |                                                                                                |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑫ 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方法により、以下のとおり本新株予約権を割り当てます。<br>GP上場企業出資投資事業有限責任組合：156,566個<br>GPパイアウトP投資事業有限責任組合：165,434個 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|

## II. 特に有利な払込金額でA種類株式、B種類株式及び本新株予約権を発行する理由

### 1. 募集の目的及び理由

#### (1) 募集に至る経緯及び目的

当社は、1950年の設立以来、主に紳士服の企画販売を行い、ビジネスウェア及びカジュアルウェアを通じて、「はたらく人を応援する服」をご提案し、コロナ禍前の2020年2月期においては、売上高22,380百万円、純資産額4,349百万円、店舗数272店舗となっております。

しかしながら、2020年2月頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛及び店舗休業の実施等により、急激な売上高の減少に直面したため、大規模な店舗撤退を行うとともに、コミットメントライン契約の締結等により資金繰りの確保に努めました。2021年2月期は、売上高14,601百万円、経常損失3,107百万円、純資産額1,339百万円、店舗数188店舗に落ち込みました。

また、翌2022年2月期におきましても新型コロナウイルスの感染拡大が継続し、緊急事態宣言等による人流の抑制や、各種イベントの中止による影響で、来店客数の大幅な減少が続きました。これによって売上高はコロナ前の水準に対し2期連続で7割を下回り、コスト削減に努めたものの、経常損失1,919百万円、当期純損失2,146百万円となり、同期末において876百万円の債務超過となりました。

このような状況を受けて、2022年5月26日に公表いたしました「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」のとおり、当社は、収支改善に向けた事業構造改革として、商品ポートフォリオの最適化、販売チャネルの改革、家賃減額交渉継続や希望退職の実施によるコストの圧縮、不採算店舗の撤退等による、強固な黒字体質への変革に向けた事業構造改革を引き続き推進した結果、2023年2月期第3四半期会計期間では、2020年2月期第1四半期会計

期間以来の黒字となりましたが、2023年2月期では、売上高は11,975百万円、当期純損失1,050百万円となり、2023年2月期会計期間末において1,933百万円の債務超過となっております。また、2024年2月期においては、第1四半期累計期間では、売上高2,939百万円、四半期純利益137百万円となり黒字となりましたが、第2四半期累計期間では、売上高4,970百万円、四半期純損失93百万円となり赤字化し、第3四半期累計期間では、売上高7,475百万円、四半期純利益28百万円と若干持ち直してきたものの、依然として厳しい状況が続いております。

当社としては、引き続きアフターコロナの「新常态」の定着を想定して、更なるオフィスカジュアル化に対応する取扱商品の拡大によるカジュアルシフト、品揃えの中核であるスーツ・ドレスシャツの着実な販売、在庫を持たないビジネスモデルであり当社の強みであるオーダースーツの比重の更なる拡大などの商品ポートフォリオ改革を不断に進めるとともに、店頭接客による“OMO”（Online Merges with Offline）販売の推進等によるEコマース販売の拡大による収益力の向上を実現する予定であり、これら施策を支える財務面において、早急に自己資本の充実を図り債務超過を解消することが安定的な事業運営を行うために不可欠であると判断いたしました。また、上記施策を実施するためには、店舗の老朽化やOMO型店舗構築に係る対応として店舗改装や新店出店が必要となるところ、現状の財務状況では、店舗改装等に係る設備投資資金が不足しているため、スポンサー支援により、店舗改装等に係る設備投資資金を確保することが必要であると判断いたしました。

かかる考えのもと、当社は、2023年8月から2023年9月にかけて、約80社の候補先に対して、支援の打診を行い、うち16社との間で秘密保持契約を締結のうえ資料開示を行い、さらに、うち2社より一次意向表明書を受領いたしましたが、GP上場企業出資投資事業有限責任組合及びGPバイアウトP投資事業有限責任組合（以下個別又は総称して「本スポンサー」といいます。）を除き、最終意向表明書をご提出頂けた候補先はありませんでした。他方で、本スポンサーの提案は、当社事業を再生するという目的に合致する合理的な支援を内容としておりましたので、当社としては、本スポンサーをスポンサーとして選定するにいたしました。

当社は、本スポンサーから受領した最終意向表明書の内容を踏まえ、本引受金融機関に対し、借入債務（総額3,991百万円）の一部の免除及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））をご依頼するとともに、本スポンサーとの間において、A種種類株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当による自己資本の充実を図ることとし、かかる協議を円滑に行うため、2024年1月25日、機構に対して、事業再生計画を提出してスポンサー招聘型の再生支援の申込みを行い、機構より再生支援決定の通知を受けました。なお、本第三者割当は、本臨時株主総会の決議事項の全てが原案どおり承認可決されること、本第三者割当に関する金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること、並びに、機構において、本買取決定等がなされることを条件とします。

## （2）本第三者割当を選択した理由

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆さまへの影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、当社の財務状況や、2022年2月期会計期間末において876百万円の債務超過となり上場廃止に係る改善期間に該当していることを踏まえると、財務体質の抜本的な改善のためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本金の資金調達を行うことにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、前述のとおり、2022年2月期会計期間末において876百万円の債務超過となり上場廃止に係る改善期間入りに指定されていることに鑑みると、上場維持のためには債務超過の解消が必須であるところ、公募増資による普通株式の発行については、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆さまの判断により、新株予約権がすべて行使されるとは限らず、また、株主の皆さまから株主割当に応じて頂けるとも限らないため、同様に、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。さら

に、第三者割当増資による普通株式の発行については、割当先や引受額の検討過程において、実現可能性が低いと判断しました。

これに対し、種類株式による第三者割当増資であれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、割当予定先との交渉の過程で、発行予定額の確保が見込めると判断したこと、並びに、新株予約権による第三者割当増資を付加することにより、将来的な当社の資金状況及び財務状況に応じて機動的な資本金の調達が可能となることから、種類株式及び新株予約権による資金調達を採用いたしました。

なお、本第三者割当は、A種種類株式及びB種種類株式の普通株式への転換請求並びに本新株予約権の行使により、既存株主の皆さまにとっては、下記「2. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、最大298.7%の議決権の希薄化が生じるおそれがありますが、普通株式への転換請求権及び本新株予約権が一定程度抑制された内容であること、昨今のメザニンマーケットにおける調達環境を踏まえると、A種種類株式の配当率（3%）及びB種種類株式の配当率（1%）が妥当な水準にあること、当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応及び債務超過の解消をはじめとした財務体質の抜本的な改善により、今後の金融機関からの借入調達コストの維持・抑制や調達余力の拡大が見込まれること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

## 2. 発行条件等の合理性

### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社並びに本スポンサー及び本引受金融機関から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に対して、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の価値分析を依頼したうえで、プルータスより、価値算定報告書を取得しております。プルータスは、当社の2024年1月25日現在の状況を踏まえた当社普通株式の想定株式価値のレンジ、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、当社の行動及び割当先の行動等について一定の前提を置き、モンテカルロ・シミュレーションを用いてA種種類株式、

B種種類株式及び本新株予約権の価値分析を実施しており、その価値分析の結果は以下のとおりです。

①A種種類株式

総額 : 約490百万円～約661百万円  
1株あたり: 約30.21円～約40.75円

②B種種類株式

総額 : 約395百万円～約506百万円  
1株あたり: 約790円～約1,012円

③本新株予約権

総額 : 約8百万円～約575百万円  
1個あたり: 約25円～約1,785円

また、直前営業日である2024年1月24日現在の終値85円に対して、A種種類株式の取得請求権行使による普通株式の取得価額は15.3円（ディスカウント率82.0%）、B種種類株式の取得請求権行使による普通株式の取得価額は64円（ディスカウント率24.7%）、本新株予約権の行使価格は15.3円（ディスカウント率82.0%）となっており、普通株式の株価と比べて低額となっております。

もっとも、当社は、本第三者割当の発行条件は、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、当社の財務状況の改善の必要性、本事業再生計画の着実な遂行、本引受金融機関に依頼する債権放棄及び債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ（DES））との均衡、本第三者割当における本スポンサーの投資形態に関する意向等を踏まえ再三にわたる割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていること、スポンサー選定プロセスにおいて本スポンサー以外に最終的な意向表明書をご提出頂けた候補先はなかったこと、当該発行条件でなければ本第三者割当が実施されず、ひいては債務超過の解消ができずに上場廃止となってしまうことを総合的に勘案すると、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の払込金額には合理性が認められると考えております。しかしながら、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権には客観的な市場価格がなく、また、種類株式及び新株予約権の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、本臨時株主総会において、会社法第199条第2項並びに会社法第238条第3項第2

号及び第240条第1項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権を発行することといたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員は、プルータスは当社並びに本スポンサー及び本引受金融機関から独立した第三者評価機関であると認められること、プルータスによるA種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の価格の評価はその算定方法においても特に不合理と思われる点が見当たらないこと、本第三者割当の発行条件は割当予定先との協議及び交渉の結果として定められたものであること等から、プルータスによって算出された評価レンジ内の金額であるA種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の払込金額は、一定の合理性を有する金額と判断しているものの、種類株式及び新株予約権自体には市場価格がなく、その評価には様々な考え方があり得ることから、特に有利な金額であると判断される可能性を否定できない側面があり、従って、株主意思を確認する観点から、株主総会において特別決議を得るという当社の判断には合理性が認められると判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種種類株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種種類株式の全部について当初転換価額にて当該請求権が行使された場合には、普通株式32,678,666株が交付され、その議決権数は326,786個となります。

B種種類株式については、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、B種種類株式の全部について当初転換価額にて当該請求権が行使された場合には、普通株式7,812,451株が交付され、その議決権数は78,122個となります。

本新株予約権については、その目的となる株式数は32,200,000株であり、その議決権数は322,000個となります。

そのため、A種種類株式及びB種種類株式の当初取得価額による転換が行われた場合の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2023年8月31日現在の当社の議決権総数243,338個に対して726,908個（298.7%）となり、本第三者割当により大幅な希薄化が生じます。（なお、A種種類株式及びB種種類株式の全部について当初取得価額による転換が行われ、また

本新株予約権の全部について行使された場合の総議決権数は970,246個となります。)

このように、A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権の行使並びに本新株予約権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなりますが、①B種種類株式第三者割当は、当社の債務超過の解消に資するものであり、ひいては当社の財務体質の安定化を図るものであること、②A種種類株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当により、必要資金を得ることは、当社の事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものであること、③スポンサー選定プロセスにおいて本スポンサー以外に最終的な意向表明書をご提出頂けた候補先はいなかったこと、④本スポンサーはA種種類株式及び本新株予約権を中長期的に保有する方針であり、また、本引受金融機関には中長期的に保有する設計を前提にB種種類株式を中長期的に保有して頂くことを依頼する予定となっていること、⑤A種種類株式及びB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権及び本新株予約権の行使は段階的に行われることになっていること、すなわち、(a) 払込期日から1年後の応当日までの間はいずれも行使することができず、(b) 払込期日から1年後の応当日から2年後の応当日までの間は、本新株予約権は行使できるものの、A種種類株式及びB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権は行使できず、(c) 払込期日から2年後の応当日から6年後の応当日までの間は、本新株予約権及びA種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権は行使することができるものの、B種種類株式行使条件を満たさない限りB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権は行使することができないこと等から、上記諸事情に鑑みると、本第三者割当による既存株主の皆さまに生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

なお、発行数量及び株式の希薄化の規模については、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員より、上記事情を踏まえると、本第三者割当により既存株主に生じうる希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではなく、相当性の範囲を逸脱するものではない旨の意見をいただいております。

### 3. 割当予定先の選定理由

A種種類株式及び本新株予約権については、スポンサー支援により、店舗改装等に係る設備投資資金を確保することが必要であるところ、本スポンサーの提案は、当社事業を再生するという目的に合致する合理的な支援を内容としておりましたこと、他方で、本スポンサーを除き、最終意向表明書をご提出頂けた候補先はなかったことから、当社は、本スポンサーを割当予定先として選定するにいたしました。

B種種類株式については、本引受金融機関が当社に対して有する貸付債権を出資することにより、財務体質の改善を図ることを目的として、各割当予定先を選定いたしました。なお、本招集通知発送日時点において、B種種類株式の一部の割当予定先の債権処理方針が確定しておらず、今後の方針次第では、一部の割当予定先が、当社に対して有する貸付債権を第三者に譲渡する可能性があります。本招集通知発送日時点において、当該譲渡の有無、譲渡金額、譲渡先等は不明ですが、当該譲渡がされた場合には、当該譲渡先がB種種類株式の新たな割当予定先となる予定です。

### 第3号議案 取締役1名選任の件

当社の経営体制の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものがあります。なお、本取締役1名選任については、第2号議案に基づきA種類株式及び本新株予約権が発行されることを条件とします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| <p>ふるかわのりあつ<br/>古川徳厚<br/>(1981年5月1日生)</p> <p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p>                                                                                                                     | <p>2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社</p> <p>2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合（現株式会社アドバンテッジパートナーズ）入社</p> <p>2014年12月 株式会社ピクセラ社外取締役</p> <p>2018年1月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 取締役</p> <p>2019年6月 株式会社Eストアー社外取締役</p> <p>2019年10月 株式会社ひらまつ社外取締役</p> <p>2020年3月 アークランドサービスホールディングス株式会社社外取締役</p> <p>2020年3月 日本パワーファスニング株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社取締役／パートナー</p> <p>2022年9月 グロースパートナーズ株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2023年1月 株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役（現任）</p> <p>2023年2月 株式会社G R C S社外取締役（現任）</p> | <p>—</p>           |
| <p>〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕</p> <p>古川徳厚氏は、上場企業への豊富な投資実績とハンズオンによる経営支援の実績を有しており、社外取締役として、当社の持続的な企業価値向上に向けて、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できる人物であると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                    |

- (注1) 取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 古川徳厚氏は、社外取締役候補者であります。
- (注3) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約は2024年7月に更新を予定しております。

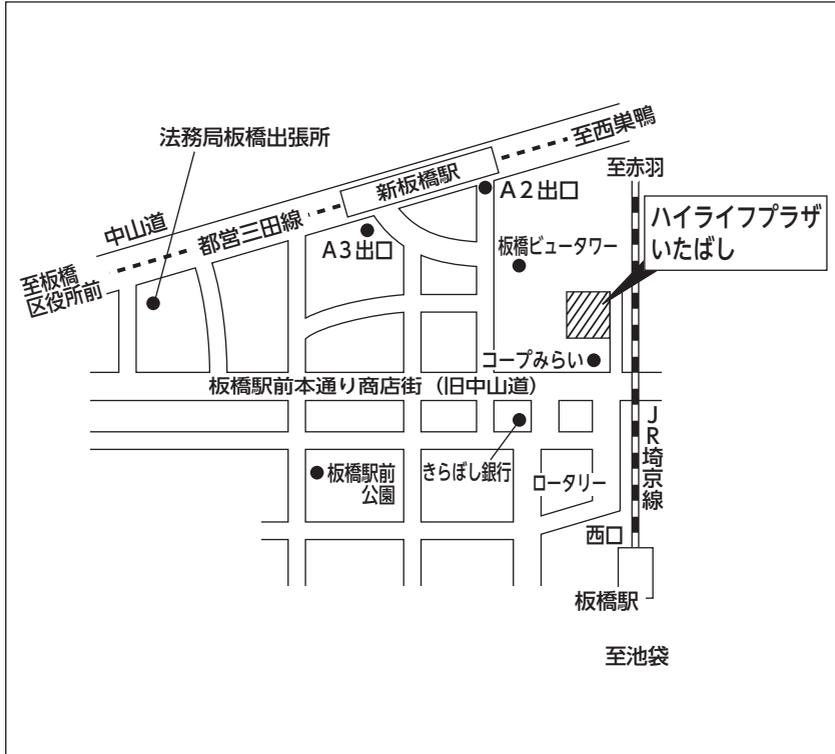
〈ご参考〉候補者スキルマトリクス一覧

| 氏名    | 企業経営 | 業界経験・<br>専門性 | 営業・<br>マーケティング | 財務・会計 | 法務・リスク<br>マネジメント | 人事・<br>人材開発 | 情報システム |
|-------|------|--------------|----------------|-------|------------------|-------------|--------|
| 古川 徳厚 | ○    |              | ○              | ○     |                  |             | ○      |

以 上

## 臨時株主総会会場ご案内図

東京都板橋区板橋一丁目55番16号  
板橋区立 ハイライフプラザいたばし 2階ホール



### 交通

J R 埼京線板橋駅下車西口徒歩1分  
都営地下鉄三田線新板橋駅下車A2出口徒歩2分

- ・開場は、12時からとなりますのでご注意ください。
- ・駐車場がありませんので、お車でのご来館はご遠慮ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。